○厚生労働省告示第二百二十一号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第一号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成十七年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本文中「第四十九条の二第四号」を「第四十九条の二第三号」に、「同条第五項」を「同条第九項」に改める。

○厚生労働省告示第二百二十二号

児童福祉法施行規則第四十九条の二第一号ハの厚生労働大臣が定める組合等（平成十四年厚生労働省告示第二百四十八号）は、平成二十七年三月三十一日限り廃止する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第二百二十三号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十年厚生労働省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第四の二のロの表中

(ろ)
建築基準法施行令第百二十三条第二項に規定する構造の屋外階段

を

(ろ)
1　建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する屋内避難階段（ただし、当該屋内の部分に保育室が設けられている階までの部分には、バルコニー又は開くことのできる窓若しくは外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する構造方法を用いるものに限る。）を有する付室を通じて連絡されその他通常の用途に供する階段（同条第三項第一号及び第九号を満たすものとする。）又は第二号に規定する構造の屋内特別避難階段 2　建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第百二十三条第二項に規定する構造の屋外階段

に改める。

○厚生労働省告示第二百十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、都道府県労働局長が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十三年厚生労働省告示第百十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の下欄第二十一号中「（労働時間等設定改善推進助成金に係るものを除く。）」を削る。

○厚生労働省告示第二百二十五号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十二条第二項第一号イ(2)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域（平成十九年厚生労働省告示第二百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号ロに規定する計画を都道府県労働局長に提出した同号イ(2)の事業主に対するこの告示による改正前の雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の適用については、なお従前の例による。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

北海道の項中「瀬棚郡今金町　島牧郡島牧村　寿都郡寿都町　同郡黒松内町　磯谷郡蘭越町　虻田郡喜茂別町　同郡京極町　同郡豊浦町　岩内郡共和町　同郡岩内町　古宇郡神恵内村」を「瀬棚郡今金町　虻田郡豊浦町」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

青森県の項中「三戸郡三戸町　同郡五戸町（旧同郡倉石村の区域に限る。）」を「三戸郡三戸町」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

岩手県の項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

宮城県の項中「限る。）　栗原市」を「限る。）」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

秋田県の項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

山形県の項中「限る。）　尾花沢市」を「限る。）」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

福島県の項、茨城県の項及び栃木県の項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

群馬県の項中「高崎市（旧群馬郡倉渕村の区域に限る。）　桐生市（旧勢多郡黒保根村の区域に限る。）　沼田市（旧利根郡利根村の区域に限る。）　藤岡市（旧多野郡鬼石町の区域に限る。）　みどり市（旧勢多郡東村の区域に限る。）　多野郡上野村　同郡神流町」を「桐生市（旧勢多郡黒保根村の区域に限る。）　みどり市（旧勢多郡東村の区域に限る。）」に、「同郡東吾妻町　利根郡片品村」を「同郡東吾妻町」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

第六号中「施設」の下に「（同号に規定する施設については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第１項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第５条第１項の登録を受けたもの（介護保険法第８条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第１項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）」を加える。